

【 宴会・催事・レストラン・居酒屋 利用規約 】

成田Uシティホテルでは宴会又は催物・レストラン・居酒屋（以下宴会等と称します）のご契約および宴会場のご利用に関して以下の通り定めておりますので予めご了承ください。

1 有料人数の確認

料理等を用意する人数（以下有料人数と称します）を宴会等の開催日の前日の正午までにホテルの担当係員にご連絡ください。それ以降は全て手配が完了致しておりますので、宴会等の開催日に出席されたお客様の人数が有料人数より減少した場合でも有料人数分の料金を頂戴致します。

2 宴会時間と追加室料

宴会場等のご使用は準備から撤収までを含めました契約時間内に終了されますようお願い致します。契約時間を超過した場合は所定の追加室料を頂戴致します。但し、次の宴会使用時刻との関連で、ご使用時間の超過に応じられない場合もございますので、予めご了承ください。

3 内金と前払金

宴会等のご予約を頂いた場合、期限を定めて内金（予約金）をお支払い頂く事がございます。内金の金額は宴会見積総額に基づいてホテルより提示させて頂きます。又、ホテルから提示致しました見積金額を、期限を定めてお支払い頂く場合がございます。

4 取消料

すでにご契約を頂いた宴会等を取消される場合には、下記により取消料を頂戴致します。

- ①ご宴会当日の3日前から前日迄はお見積額（お料理代）の50%（サービス料・税金を除く）をお取消料とさせて頂きます。
- ②ご宴会当日はお見積額（お料理代）の100%（サービス料・税金を除く）をお取消料とさせて頂きます。

※制作物等発注済のものに関しては、実費金額を別途頂戴致します。

5 装飾・余興等の手配

宴会等に関連する装飾、音楽、余興及びパンケットホステス等につきましてはホテルより指定業者に手配させて頂きます。お客様が直接ホテルの指定する業者以外の業者に依頼される場合は、宴会等を円滑に運営する為に事前にホテルの了承を得た上で手配頂けますようお願い致します。

6 直接ご依頼の業者に対する指示

ホテルの了解のもとにお客様が直接依頼された業者が行う宴会等に関連する諸事項（装飾、余興等の機器及び機材搬入搬出、看板等の内容・設置場所・設置時間の設定等、パンケットホステス）につきましては、一定のルールの下に実施して頂くように、ホテルよりその業者の方々にご指示申し上げます。

7 損害賠償

お客様（お客様側の全ての関係者を含みます）およびお客様が直接ご依頼された業者の方々は、ホテルの施設、什器備品等を破損したり、損傷しないよう充分にご注意ください。万一、破損、損傷が発生した場合はその修復に関してホテルよりご指示申し上げますのでそれに合わせて速やかに修理を行なうか、又はその損害賠償金をご負担下さいますようお願い致します。

8 解約

以下の場合は宴会等のお申込をお断りするか、既にご契約いただいた場合でも解約させて頂きます。

- ①法令又は公序良俗に反する行為の恐れがある場合
- ②利用目的又は開催内容において、他のお客様に迷惑のかかる恐れがある場合、迷惑を及ぼす言動をした場合
- ③宴会・催事・レストラン・居酒屋利用規約に違反された場合

9 暴力団及び暴力団並びに公共の秩序に反する恐れのある利用の拒否

- ①「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」による暴力団及び暴力団員等のホテルのご利用はお断り致します。
- ②反社会的団体及び反社会的団体員（暴力団、過激行動団体等及びその構成員）のホテルのご利用はお断り致します。
- ③法人でその役員の内暴力団等に該当する方がいる場合はホテルのご利用をお断り致します。
- ④暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求及び、合理的な範囲を超える負担を要求した場合直ちにホテルのご利用はお断り致します。また、かつて同様な行為をされた方についてもお断り致します。

10 禁止事項

次に掲げる各項目につきましては禁止事項となっておりますのでご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

- ①盲導犬・聴導犬以外の犬、猫、小鳥、その他愛玩動物、家畜等のお持込み。
- ②発火又は引火性の物品のお持込み。
- ③悪臭を発するもののお持込み。
- ④賭博等風紀を乱す行為又は他のお客様に迷惑になる言動。
- ⑤ホテル備品等の移動。
- ⑥宴会等の終了後に車両を運転される方の飲酒。
- ⑦ご契約時の使用目的以外のご使用。
- ⑧その他法令で禁じられている行為。

11 免責事項

ホテル施設利用に際し、主催者お持込みの備品、商品、その他物品の破損、又は盗難に対しては、主催者の責任のもとに管理することとし、ホテル側は一切責任を負いかねますので予めご了承ください。

又、次の理由に該当することがあった場合につきましてはホテルは免責とさせて頂きます。

- ①天変地異、火災、戦争、紛争、その他弊社の責に帰することができない事由により宴会等の履行が不可能又は著しく困難になった時。
- ②政府の規制・命令又は指導、交通の閉塞、伝染病の地域的蔓延その他不可抗力により宴会等の履行が不可能又は著しく困難になった時。

お手数でございますが、利用規約お受け取り時に下記にご記入の程お願い致します。

年 月 日

ご住所

お客様名

ご連絡先 [ご自宅orお勤め先]